

教育委員会



昭和56年 8 月号 (No.372)

- これからの生涯教育
- これからの青少年教育
- 「文化と教育委員会」についての覚書
- 座談会 子育てにおける家庭の役割

8

文部省初等中等教育局地方課

教育委員会月報

8 月 号

法 令 用 語

【特別休暇】

特別休暇とは、公民権の行使の保障、母性の保護、能率の向上、非常変災による勤務不能、社会慣習上の行事等、社会通念上妥当と思われる場合に与えられる有給の休みであり、地方公務員法第二十四条六項により、各地方公共団体において条例で定めることとなっている。
(県費負担教職員については県条例)

特別休暇の事由は、それぞれの条例により一様ではないが、国家公務員の場合には人事院規則により、次の十四の事由について特別休暇が認められており、各地方公共団体においても以下の十四の事由を基本として特別休暇の事由が定められている。(一)伝染病予防法による交通しや断または隔離、(二)風水震火災その他の非常災害による交通しや断、(三)風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、(四)交通機関の事故等の不可抗力の事故、(五)証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭、(六)選挙権その他公民としての権利の行使、(七)所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止、(八)あらかじめ計画された能率増進計画の実施、(九)職員の分べん、(十)女子職員の生理、(十一)女子職員が生後一年に達しない生児を育てる場合、(十二)父母の祭日、(十三)忌引、(十四)年末年始

地 方 課

法令用語(236)「特別休暇」

これからの生涯教育……………有光 次郎……………(4)

これからの青少年教育……………福原 匡彦……………(8)

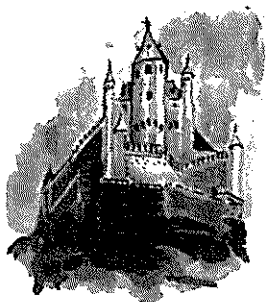
「文化と教育委員会」に……………安達 健二……………(17)

ついでにの覚書

幼稚園及び保育所に関する……………幼稚園教育課……………(62)

懇談会報告について……………

「我が国の教育水準」の概要……………調査統計課……………(66)



座談会

子育てにおける

阿部治夫 小野清子
柏木恵子 小林 登

(30)

家庭の役割

志熊敦子
(司会) 高石邦男

随想

昨今の教育に想う……………奥名 洋明……………(59)

★研修シリーズ・11

明日の指導を求めて……………都築 武行……………(90)

——兵庫教育大学における大学院生活——

■海外教育事情シリーズ■

西ドイツの教育行財政制度……………調査統計課……………(96)

資料

育児休業許可状況について……………地方課……………(100)

我が国の体育・スポーツ施設の現状……………スポーツ課……………(104)

生涯教育について(答申)……………(117)

青少年の徳性と社会教育(答申)……………(140)

文部省人事異動あいさつ……………(157)

初中局人事異動あいさつ……………(159)



「文化と教育委員会」についての覚書

東京国立近代美術館長

安 達 健 二

■ 文化行政

文部省設置法で文化を定義して、「芸術及び国民娯楽、文化財保護法に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活上のための活動」として、いることはしばしば引用される。出版——新聞雑誌書籍——については国は殆んどノータッチで、文化行政に係るものとしては新聞、出版関係者の叙勲関係ぐらいである。著作権や国語問題になると国の段階では重要な施策に属するが、地方においては著作権思想や国語施策の普及などを担当するものの、地方固有なものとしてはあまりなく、強いていえば方言の問題があるといえよう。

芸術文化に関する行政には、まず芸術文化の振興に係るものがある。芸術文化はすぐれて、個人又は団

体の創造的でないとなみであるから、特に自主性が尊重されるべきであり、国の関与はその方法、程度において慎重でなければならぬが、それでも、叙勲、表彰、各種賞の授与、芸術祭の開催、芸術文化団体の補助、芸術家の養成研修、国公立の芸術文化施設の設置・援助などいろいろな形で進められており、そうした施策の充実に対する関係者ないし一般からの要望も強くなってきている。こうした芸術文化の振興に係る行政は、主として文化庁自体で行われている場合が多いが地方とくに都道府県においても漸次推進されていくべきであろう。最近愛知県で県独自の芸術選奨の制度が設けられたことなど参考とされてよいと思う。

芸術文化の普及に係るものとしては、文化庁で進められてきた移動芸術祭、青少年芸術劇場、こども芸術劇場などは地方に対する芸術文化の普及の面で果した貢献は大きいものがあると思われる。他方これらを可能ならしめた要因に地方における公立文化施設の整備をあげなければならないであろう。文化庁における文化会館の設置助成、厚生年金その他の資金による文化会館類似施設など公的な文化施設の増加には著しいものがある。その数は昭和四十二年、二三三館が、昭和五十五年には五〇九館と、二倍以上となっている。また、大型公民館などもこれらと同一の機能を営むものといってよからう。こうした受け入れ体制の整備はなお今後推進されると思われるので、それに呼応する芸能派遣の面の体制整備が望まれるであろう。

美術の面では公立美術館設置の最近の著しい動きは、建設ラッシュともいわれるものがある。最近十年間に主として、都道府県立ないし市立の大規模な美術館が十五館以上設置されてきたし、今後数年間に十館以上の設置が見込まれている。それに係る問題はあとで指摘するとしてとにかくすさまじいともいえる状況である。

芸能の普及機会の増加にしても、美術館の設置にしても、その機能は芸術文化の普及とともに芸術創造の刺激にもなるのであるから、芸術文化の創造と普及への文化行政は不即不離、表裏一体更には相乗作用をも果たすものであることはいうまでもない。

芸術文化の中には、狭義の芸術——文学、演劇、映画、音楽、舞踊、美術はもとより大衆的な芸能——エンターテイメントが含まれ、更に生け花、茶道、詩吟あるいは囲碁、将棋の類に及ぶ。これらの広義の芸術文化には、これらを専門に修め、業とする人たちも多いが、同時に広汎な国民大衆がこれらの芸術文化を享受するにとどまらず、みずからこれらの芸術文化活動をたしなみ、あるいは参加する場合が多くなった。文化庁も「参加する文化活動の推進」を目的とする予算を計上している。もとより一般国民が芸術文化活動を行い、これに参加して、文化的教養の向上に資することは極めて結構なことであるが、本来は「私事」プライベート・コンサーンに属することなので、国や地方公共団体がどのような形で、どの程度まで、奨励援助の手をさしのべるべきか、最近カルチャー・センターというような名で、民間事業として行われているものとの関連、あるいは受益者負担をどの程度考慮すべきかなどの問題がある。しかし、こうした面で国や地方公共団体が関与する部面ができてきている以上、国民大衆の自主的な文化活動に係るものを文化行政の一つとして認めなくてはならない。

文化行政の中で、その歴史も古く、重要な地位を占めているのは文化財保護行政である。予算の面で重要度を云々するのは必ずしも適切ではないが、昭和五十六年度文化庁予算三九六億円の中で、伝統文化の継承と保存に充てられるもの二五七億円で六五%近い。文化財保護行政は文化財そのものの文化的価値の理解と認識を前提とするとともに、指定文化財が社寺有、個人有などであるときは、文化財行政は所有権その他の財産権の制約を伴うものであるとともに埋蔵文化財の保護に当たっては鉄道、道路、住宅建設な

ど土木工事との関係が生じ、公益との調整を図らなければならないので、複雑微妙な行政的判断を要する場合が多い。それだけ行政としては困難なものといえることができる。文化財の保護は、保存と活用という二つの機能を伴うものといわれている。この活用という面では芸術文化の振興普及ひいては社会教育行政と密接に結びつくことは後述のとおりである。

■ 芸術文化行政と文化財保護行政

芸術文化の創造の営みも、意識すると否とを問わず、伝統文化の基盤の上、あるいはその影のもとに行われる。芸術文化の振興普及を期する面で伝統文化ないし伝統文化財の保存は極めて重要な役割をもつ。この面でも最も顕著なものは無形文化財——伝統芸能や伝統工芸の保存・伝承と芸術文化の振興普及の関係である。能、歌舞伎、文楽、邦楽、邦舞とも伝統的なものとはいえ現に生きている芸能であり、新作歌舞伎、創作邦舞、新邦楽など、あるいは伝統的な芸能からヒントを得て新しい異なったジャンルの芸能に取り入れることもあろうし、邦楽を西洋邦楽の手法でとり上げるなど色々と新しい試みが行われている。芸術祭などでこれらの新しい動きに目が向けられていることは両行政の密接なつながりを如実に示している。

また博物館における古美術などの公開は、芸術文化の創造にも深い関係がある。アンリ・マチスがイスラム芸術から深い影響を受けたり、バプロ・ピカソが黒人彫刻に触発されてキュービズム絵画を創造したりなど古美術などと現代美術とは意外なところで連がるのである。また伝統芸能や古美術などの鑑賞から一般国民の受ける美的・精神的感動は芸術文化の普及の期待するところと全く同一である。現在文化庁に

おいて伝統芸術や伝統工芸に対して、文化財保護の面と芸術文化の振興普及の面の両面から行政が行われているが、今後の両者の一段の調整が望まれる。

■ 文化行政と社会教育行政

社会教育法では社会教育を定義して、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。」としている。ここで組織的な教育活動といっているのであるから、一定のカリキュラム——それは学校教育におけるほど窮屈なものはないにしても——に基づいて行われることを前提としている。あるいは期待しているということができよう。しかし他方社会教育法は第三条で、国及び地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努める任務を負うことを規定して、社会教育のねらいが、国民が自ら教養を高めようとする自主性にまづものであることを示唆している。そして公民館については社会教育法自体その目的、設置、運営について規定し、図書館及び博物館についてはそれぞれ別個の法律があるが、それぞれの法律で、図書館及び博物館が社会教育法に基いて、設置運営されるべき旨を定めている。従って、公民館、図書館及び博物館はすべて社会教育機関とされるのである。

さて文化行政と社会教育行政との関係をみると両者が内容を同じくしている場合が多い。例えば前述の文化行政とされるもののうち、芸術文化の普及や国民大衆の自主的な文化活動に係るもの、あるいは文化

財の活用に係るものは、文化行政ともいえるし、また社会教育行政ともいえるのである。公民館、図書館、博物館は社会教育の機関であるとされるが、それを文化施設であるといっても少しもおかしくないのである。博物館などもむしろ文化施設といった方がより自然であり、適切であろう。昭和五十四年六月、中央教育審議会の文化に関する問題についての答申において、文化活動を「国民が日常生活の中で自己の向上のために行う自発的な営み」と捉え、そうした文化活動のための施設として、芸術文化施設の他に、社会教育施設、体育・スポーツ施設というようなものもあげているのは、同一の観点にたっているといえるであろう。ただ、この場合でも社会教育行政の立場からと、文化行政の立場からでは、同一の活動にアプローチする態度に自ら差がでてくるであろう。社会教育行政の立場からは組織的な教育活動として扱おうとするであろうし、文化行政の場合はより自由な立場をとるであろう。

しかし、社会教育行政には含まれにくい文化行政、文化行政にはなじまない社会教育行政がそれぞれ存在することを認めなくてはならない。例えば、芸術文化の振興に係る行政とか、文化財の保存そのものに係る行政などは社会教育行政に属するとはいいいくいのではないか。また青少年活動、家庭教育、職能教育などに係るものは文化行政の領域からは超えた分野だといえよう。

このように文化行政と社会教育行政とは、それぞれ固有の領域をもつとともに、両者重複した分野の占める割合も大きいといえそうである。市町村の行政においては、おそらく両者の密接度は極めて濃いものがある。

■ 文化概念の拡大

最近文化ないし文化性というものが従来の芸術文化や文化財として考えられていたものよりも、広意味で捉えられるようになった。史跡などでも、大宰府跡の指定面積は、当初約一二ヘクタールであったものが昭和四十一年追加指定されて約一二二ヘクタール（約三七万坪）に達している。更に、遺跡そのものとともにそれを囲む歴史的風土をも保存の対象とした。昭和四十一年制定に係る「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」である。歴史的風土保存区域が指定され、その重要な部分を歴史的風土特別保存地区と定めることとなった。ここで注目すべきことはその特別保存地区は都市計画として設定されることである。従ってその所管は建設省が主として当たることとなっている。更に、昭和五十年の文化財保護法の改正で、集落町並みの保存を推進するため、伝統的建造物群保存地区制度が設けられたことである。この保存地区は都市計画区域においてはその市町村の都市計画の中で、都市計画区域外においては市町村の条例で定めることとなっている。

こうした制度的なものではないが、都市の中に野外彫刻を積極的に導入する試みが、宇部市、神戸市などで行われてきている。更に、故大平首相が文化の時代の到来を告げ、その具体化方策として家庭基盤の充実とともに田園都市国家構想を提唱された。あるいは公共建築を美化するため、建設費の一パーセントをそれに充てる制度がフランスで始められ、わが国でもそれにならった動きもみられるようになったし、文部省でも学校施設の文化的環境づくりの検討が行われるような状況になってきて、文化の問題をわれわれの生活空間で捉える傾向が強くなってきているといつてよい。

このように文化概念が拡大してくると、文化行政というものも単一の省庁としての問題ではなく、より広い視野と未来を見透す展望の中で考える必要が生じてきたといつてよい。

都道府県の文化行政担当部局

文化庁が発足したのは昭和四十三年のことであるが、その年、都道府県において文化行政を担当する独立の課をもつものは七都道府県で、そのうち文化財保護課と称していたものは四、文化課というのが二、知事部局に所属していたものが二つで、あとは教育委員会の社会教育課で所掌していたものとみられる。私は当時文化庁次長をしており、芸術文化の振興普及と文化財保護行政を統一的に処理する文化庁という国の機関ができたのだから、都道府県などの地方においても、それに即応して、文化行政を専管する課を教育委員会に設置してほしいということを要請し、全国教育委員長・教育長会議などに直接出むいてその必要性を説いてまわった。文化庁の設置と、文化行政に対する一般の要請も高まって、昭和四十七年には三一、同五十二年には五二、同五十四年には五九となり、全都道府県に文化の名を冠した課が存在するようになった。なお課の合計数が全都道府県数を超えるのは、二以上の課を設置するものがあるからである。五九課の内訳をみると、教育委員会に設置されているのが四九で、知事部局に属するものが一〇もある。そして知事部局に属するものが昭和五十二年に三つであったものが昭和五十四年には一〇と急増していることは注目すべき事実であろう。教育委員会においても文化課と称するものが三八、文化財保護課と称するものが一一である。前者はほとんどの場合、芸術文化行政と文化財保護行政の両者を所掌しているものとみられる。文化財保護課がなお設置されているのは、文化財保護行政が文化財保護法によって体系づけられ、都道府県の行政もそれに対応しやすいようになってきていることも一因であるが、文化財保護課ないし文化財課を設置している府県では、保護すべき文化財が量的にも質的にも大きな比重を占めていると

いった事情も認められる。またその際、芸術文化行政が知事部局で担当される場合が多いのは留意すべき事実であろう。例えば、京都府では教育委員会に文化財保護課があつて、知事部局の商工部に美術工芸室、企画管理部に文化事業室が置かれ、後二者が芸術文化行政を担当しているようである。前述のように知事部局で芸術文化行政が扱われるようになったのは、知事が芸術文化に理解と関心をもち、その見識を芸術文化の施策に反映させたいという気持になり、自らの直接の部局で担当させた方がよいと考え、あるいはそれが政治的にもプラスと判断されての結果でもあらうか。

文化行政に対する教育委員会の従来の対応

教育委員会の根拠法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第二三条は教育委員会の職務権限を定めており、文化行政に係るものとしては、第二二条の社会教育に関すること、第一三二条の体育（スポーツを含む。）に関すること、第一四二条の文化財の保護に関すること、第一五二条のユネスコ活動に関するものの四つが掲げられているが、芸術文化の振興、普及といったことには直接触れていない。それらのことは第一九二条の、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関することに含まれる。この「教育」には同法第四二条によって学術など文化も入るものとされているからである。この地教行法は昭和三十一年の制定に係るものであるが、恐らくは当時の立法者の意識に芸術文化の振興、普及などは上らなかったであろう。この地教行法の前法に当たる昭和二十三年の旧教育委員会法の該当条文は第三九条で、直接文化行政に係るものとしては第一四二条の社会教育に関することの一号で、その他は第一八二条のセーヴィング・クローズに含められている。筆者自身もこの旧教育委員会法の制定に

は参画したが、芸能文化といったことに思いを馳せたことは全くなかったと記憶している。

しかし、昭和二十五年の制定になる文化財保護法では、都道府県教育委員会に対する権限委任等を行う道をひらき、文化財保護行政に関し、都道府県教育委員会に対して極めて重要な機能を果たすことを期待している。文化財保護委員会が都道府県教育委員会に権限委任できるものとしては、国の補助になる重要文化財などの修理などについての指揮監督、重要文化財史跡名勝天然記念物の現状変更の許可など、その内容によっては都道府県教育委員会に対し大きな負担を課するものであるし、更に、文化財に関し、文化財保護委員会に対し提出すべき書類及び物件は都道府県教育委員会を経由しなければならないので、都道府県教育委員会が地域の文化財に関する理解と、個々の問題に対する対処方針をもたなければならない立場に置かれていたのである。

ところで昭和四十年代に入って経済の高度成長期となり、史跡等の現状変更あるいは埋蔵文化財の発掘を伴う土木工事の件数がにわかに増加し、例えば埋蔵文化財の発掘届出件数、昭和三十四年度には三四五件であったものが、昭和四十四年度には九八八件となり、更に昭和五十四年度では八、九一九件とその増加はめざましいものがある。これに伴う埋蔵文化財の緊急発掘、公益、私益との調整、土地の買上げなど、教育委員会特に都道府県教育委員会の心労は察するに余りあるものがあるといつてよい。昭和五十五年五月現在都道府県におかれている文化財保護行政担当職員一、五八五人のうち埋蔵文化財担当専門職員が九八二人（約六二％）も占めていることは、この間の事情を端的に示すものである。

芸術文化に係る行政としては、社会教育に関連する面では相当の努力が払われてきたであろうが、一般的にはこの面に対する関心は比較的薄かったといつてよいであろう。昭和四十一年文部省に文化局が新設

されたり、文化会館に対する助成の途がひらかれたり、青少年芸術劇場がはじまったりして、地方におけるこの方面の関心が生じてきた。そして日本経済は高度成長をとげ、人々の関心が物の豊かさとともに心の豊かさを求める傾向となるにつれ、芸術文化に対する国や地方公共団体の配慮を求める要望が強くなってきている。前述のように公的文化施設や公立美術館の設置の急増はその動向を如実に示している。

しかし前述のように文化概念も拡大し、人々の求める文化は、文化財や芸術文化の概念を超えた生活空間、居住空間に向けられている。こうした状況をふまえて、これから教育委員会はどうのような対処をしていったらよいであろうか。

■ 文化行政に対する教育委員会のこれからのあり方

まず、第一に組織の問題であるが、都道府県や大都市の教育委員会においては、当然文化行政を所掌する独立の課が設けられるべきであり、現にそういう状況になっていることは前述のとおりである。今後は社会教育課と文化課との所掌分担を実情に沿うようにする必要がある。例えば、美術館、博物館などは文化課において所掌する方が適切であると私は思う。また公立文化会館と大型公民館などについても両課の協力関係を密接にする必要がある。一方小規模の市や町村においては、社会教育課と別の文化課を設けることは困難かもしれないが、例えば名称を「社会教育・文化課」あるいは「文化・社会教育課」とでもして、文化係を設ければ、その市町村の文化行政に活が入るといえるものである。

第二に教育委員の人選において、教育委員会は、「教育・文化」委員会と心得て、文化に関し識見ある人を迎えるように努めるべきであろう。その趣旨はすでに地教行法第四条に明記されているところである

が、今後は、従来の慣行にとらわれずに見直しをしてみる必要があるのではなからうか。教育長の人選においては、従来は教育の専門家をあてるという思想があった（旧教育委員会法時代はそのことを強調していた）のであるが、今後は教育のみならず文化についても広い視野と識見をもった人が充てられることが望ましい。

更に、文化行政担当職員、美術館、博物館などの職員を含めて、その資質の向上をはかる必要がある。社会教育主事、図書館の司書等について養成・研修の制度が確立され、筆者もその設立に係った国立社会教育研修所の活動も活発に行われている。同研修所で文化担当職員のための研修コースなども続けてもらいたいと筆者はひそかに願っている者の一人である。更に学芸員の養成制度には検討改善を加える点があると思うが、同時に地方で美術館などを新設される場合には、まず担当専門職員の確保から、事を始める心構えをもってもらいたい。

次に、文化行政の内容面からみると、まず文化財保護行政は、教育委員会としては長年の実績のある行政であるから、今後も大いに力を入れてほしいと思う。この際専門家だけに任せ切りにしないで、教育委員会全体として取り組む姿勢が望ましい。それは、文化財保護行政が前述のとおり私益、公益との調整を要する場合が多く、地方公共団体の長の部局との関係も深いとともに、文化財はかけがえのない財産であるからである。また芸術文化の行政では、従来は普及面に重点が置かれていたが、今後は芸術文化の創造の奨励面にも意を用いる必要がある。しかし、市町村段階においては、住民と密接した行政に力点が置かるべきであり、住民の自主的文化活動の面が重視されることは当然である。

最後に、文化行政を進めるに当たっては、民間の創意、活力、協力にまっとうところが大きいことを常に自覚しなくてはならない。ここで民間というのは、芸術活動に携わる人々はもとより、各方面の有識者、あ

るいはマスコミを含む広い民間の人々である。文化財保護については、都道府県文化保護審議会や文化財保護指導委員が制度化されているが、芸術文化関係についてもこうした点は検討に値する問題であらう。更に自主的な文化活動については、最近では都市などでカルチャー・センターといわれるものの活動が顕著であり、あえて、国や地方公共団体が手を出す必要もないような場合もある。しかし、そういう機会に恵まれない地域、比較的規模の小さい市町村などでは進んでそうした役割を果たす必要もでてくる。文化行政は常に民間の自主性を尊重しつつ、その協力を得て進めていく心掛けがたいせつと思う。

（注）

覚書という形で書いたため多少の重複があることをお許し願いたい。なお、同じ趣旨で昭和五十四年七月の本誌に斎藤正氏のすぐれた論文が寄せられている。併せ読んでいただきたいと思う。



あとがき

▼江戸時代の庶民の情報源であった「かわら版」には、いろいろとおもしろいものも混じっている。曰く「蛇、蛙にかみ殺される」、また曰く「百姓の女房、馬の子を産む」、「三つ目の人魚越中湾にあらわる」などの情報がいかにもそれらしいさし絵とともに掲載されている。

二十世紀も後半に生きる我々にとって、話としてはおもしろいが、信じ難いようなことばかりである。

現代は情報化の時代といわれ、我々のまわりには膨大な情報が存在し、逆に情報の海に溺れているのではないかと思うことさえある。

今、我々を取り巻いている情報の中にも後世の人が見れば、これらのかかわら版同様信じ難いような物が含まれているのではないかと思うとき、情報選択の重要さというものがあらためて感じさせられる。

▼青少年の非行等に発して家庭の教育的機能の見直しがさげばれている折、本号においては、家庭における子育てについて、座談会を行った。この中では、家庭を取り巻く社会環境の変化、両親の果たすべき役割等について、多くの視点から、家庭教育の現状、問題点などが話し合われている。家庭教育は行政からの関与がなかなか難しい分野であるが、今後とも家庭教育の充実、教育行政のなかでも重要な位置を占めるものとなる。

▼地域芸能の見直しなど地域住民の文化への関心が高まっている折、本号においては安達健二東京国立近代美術館長に、文化行政と教育委員会の関係について執筆していただいた。この中で安達館長は文化行政を文化財保護行政と芸能の振興等に関する行政に分け、それぞれの性格、問題点、特に社会教育行政との関係などについて考察がされている。

▼本号においては、資料として中央教育審議会答申「生涯教育について」、社会

教育審議会答申「青少年の特性と社会教育について」を掲載し、併せて、有光次郎日本芸術院長、福原匡彦前国立劇場理事長に、答申を含ませて、それぞれこれからの生涯教育及び青少年教育はいかにあるべきかを考察していただいた。

阿氏とも答申を行った各審議会の委員であり、関係者にとって答申の趣旨を理解するために参考となることであろう。

教育委員会月報 第33巻 第5号 MEJ 63

著者 文 部 省

発行 権者

印刷者 東京都港区西新橋3丁目6番10号

大日本法令印刷株式会社